

地域手当の級地区分及び支給割合の見直しを求める意見書

一般職の職員の給与に関する法律第11条の3及び人事院規則9-49第2条の規定により、武蔵村山市の地域手当の級地及び支給割合は、7級地3%となっている。

一方、本市に隣接する福生市の級地及び支給割合は、3級地15%、立川市及び東大和市は、4級地12%であり、本市と比較すると大きな差がある。

社会経済環境や生活実態において、これらの近隣市とほとんど差が見られない本市としては、この支給割合の差は、同一生活圈域内の類似性、近似性の観点からも是正されるべきものと言わざるを得ない。

地域手当の支給割合は、地方交付税に係る普通態容補正、介護保険制度における介護報酬、保育所運営費等の算定基準ともなっており、行政運営はもとより、介護施設や保育所など関係事業所においても、人材確保や事業運営に多大な影響を及ぼしている。

さらに、近隣市との支給割合の格差は、市職員の人材確保もより困難にするとともに、職員のモチベーションの低下にもつながりかねず、ひいては、行政サービスの低下を招くことが懸念されることから、早急な見直しが望まれるところである。

よって、武蔵村山市議会は、国会及び政府に対し、本市の地域手当の級地区分及び支給割合の見直しを早期に実施するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成27年12月21日

武蔵村山市議会議長

高山晃一

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
人事院総裁	一宮なほみ殿